#### 

る政令第十一条の労働に関する法律の規定を定め第十一条の労働に関する法律の規定を定め三条の規定により読み替えて適用する同法青少年の雇用の促進等に関する法律第三十

内閣は、青少年の雇用の促進等に関する法律内閣は、青少年の雇用の促進等に関する法律の法により読み替えて適用する法第十一条の労働に関する法律の法で適用する法第十一条の労働に関する法律(以下「法」という。) 第三十条の規定により読み替えて適用する法第十一条の労働に関する法律方式。

九号)第四条第一項の規定により適用する場合 職業安定法施行令(平成十六年政令第三百六十 六項並びに第九十二条第一項の規定並びに船員 定法第八十九条第一項、第二項、第五項及び第 の四第一項の規定(これらの規定を船員職業安 八十七条、第八十八条、第八十八条の二の二第 五条第一項及び第二項、第八十六条第一項、第 項、第六十七条の二第一項、第六十九条、第七 項及び第五項並びに第八十八条の三第四項にお 項、第六十六条(同法第八十八条の二の二第四 合を含む。)、第六十五条の三第一項及び第一 の二の二第五項において読み替えて準用する場 む。)、第六十五条の二第三項(同法第八十八条 項、第六十二条第一項(同法第八十八条の三第 る部分に限る。)、第五十三条第一項及び第二 十四条第一項及び第二項、第七十八条、第八十 いて準用する場合を含む。)、第六十七条第一 二項の規定により読み替えて適用する場合を含 項、第八十八条の三第一項並びに第八十八条 t

いて準用する同法第十六条第一項(求人者に係る。)及び第二項、同法第四十二条第一項におびに第十六条第一項(求人者に係る部分に限二条第一項において準用する場合を含む。)並二条第一項において準用する場合を含む。)

る部分に限る。)及び第二項、同法第四十四条第一項、第四十五条(船舶所有者に係る部分に限る。)及び第四十六条、同法第十六条第一項(船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。)及び第二項(船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。)、第十九条(船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。)、第十九条(船員の募集を行う者が船舶が有者である場合に限る。)、原法第二十一条(船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。)及び第二項十二条(船員の募集を行う者(船舶所有者である場合に限る。)の規定

一 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭元項(労働施策の総合的な推進並びに労働者の二項(労働施策の総合的な推進並びに労働者の温用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭元の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭元の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭元の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭元の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭元の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭元の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭元の安定及び職業生活の充実等に関する場合を含む。)の規定

第一項(第四号中第四十一条第一項第二号に係条、第三十六条第一項及び第二項、第四十七条

> る場合を含む。) 職業安定法第九十一条の二の規定により適用す並びに第二十六条の規定(これらの規定を船員条の五第二項において準用する場合を含む。)

#### 附則

する。 この政令は、平成二十八年三月一日から施行

## 号) 以 (平成二八年三月九日政令第五九)

^る。 この政令は、平成二十八年四月一日から施行

## 三九九号) 抄附 則 (平成二八年一二月二六日政令第

る。

(施行期日)

## 七六号) 中成二九年六月三〇日政令第一

y。 この政令は、平成三十年一月一日から施行す

る。

## 三号) 附 則 (平成三〇年九月七日政令第二五

する。 この政令は、平成三十一年四月一日から施行

# 一号) 抄 明 (平成三一年三月二〇日政令第五

(施行期日)

1

三十日)から施行する。 第五号に掲げる規定の施行の日(令和二年三月 法律(平成二十九年法律第十四号)附則第一条 ・ この政令は、雇用保険法等の一部を改正する

#### ) 杪 (令和元年六月一四日政令第二七

号 抄

第一条 この政令は、成年被後見人等の権利の制第一条 この政令は、成年被後見人等の権利の制係に係る措置の適正化等を図るための関係法律し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた。という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号において「整備を一条」この政令は、成年被後見人等の権利の制

則第五条までの規定 公布の日 附則の改正規定に限る。)並びに次条から附制の改正規定に限る。)並びに次条から附まの一部の施行に伴う経過措置に関する政令を推進するための関係法律の整備に関する法を推進するための関係法律の整備に関する法

#### 

付 川 (全日9年-1911女会長大手)行の日(令和二年六月一日)から施行する。推進に関する法律等の一部を改正する法律の施この政令は、女性の職業生活における活躍の

#### ) (令和四年一月四日政令第六号)

(施行期日)

## 一号) 抄附 則 (令和四年三月三一日政令第一七

。この政令は、令和四年四月一日から施行す